

令和2年度 市民活動スタートアップ助成事業(モデル事業) 募集のお知らせ

1. 目的

「市民活動スタートアップ助成事業」は、地域福祉活動の振興を図るため、モデル事業として、新たな市民ボランティア活動や、これまでに助成を受けていない団体に対し、少額で利用しやすい活動資金を助成します（上限10万円で助成率100%）。これにより市民活動を支える環境を作り、市民活動の充実と促進を目的としています。

市民活動スタートアップ助成事業の概要	
対象団体	過去の活動実績・期間は問いません。 過去にひまわり基金、生きいき長寿推進協会及びその他の団体からの助成金を受けたことがない団体
対象事業	高齢者支援・障害者（児）支援 子育て支援・ボランティア育成支援
申請受付期間	令和2年8月17日（月）～ 9月7日（月）必着
対象となる活動期間	9月～翌年1月末
助成金額	上限10万円、対象経費100%の助成率となります。 助成金は事業終了・審査後に支払います（確定払い）

2. 助成対象となる団体

新設団体（過去に活動実績がない団体）も既存団体（活動実績がある団体）も助成が受けられます。

- ・北九州市内において、非営利目的の活動を行う（行っている）市民団体（団体の構成員が3名以上であること）。
営利を目的とした団体、特定の政治もしくは宗教活動を目的として結成された団体、暴力団、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する団体は除きます。
- ・事業計画があり、経費管理を適正に行うことができる団体（助成金は団体の銀行口座または代表者の銀行口座に入金します）
- ・過去にひまわり基金、生きいき長寿推進協会及びその他の団体からの助成金を受けたことがない団体。
（公共団体から補助や委託を受けている団体も助成対象外です。）

3. 助成対象となる活動

助成対象となる事業は以下のとおりです。

1 高齢者支援

在宅福祉の向上や社会参加の促進を促す事業

（助成対象例）

地域住民による高齢者家庭の見守り活動、高齢者と他世代との交流活動

高齢者施設への慰問活動にかかる経費、高齢者の外出支援活動

2 障害者（児）支援

在宅福祉の向上や社会参加の促進を促す事業

（助成対象例）

障害者（児）家庭への在宅支援活動、障害者の就労を促す活動

障害者（児）の外出支援活動

3 子育て支援

地域の子育て資源の活用推進を促す事業

特にひとり親家庭や小学校就学前の子どもがいる家庭への支援を行っている活動について助成を行います。

4 ボランティア育成支援

上記の活動に関連した、新しいボランティアの参加・育成を促す事業

（助成対象経費 例）

ボランティア参加を呼びかける活動の経費支援

新たなボランティア活動を行うための帽子や腕章の制作

4. 助成対象となる経費

対象事業にかかる支出額から、対象事業にかかる収入額を控除した額が、対象経費となります。

算定する経費項目は以下のとおりです。

□収入の部

項 目	説 明
①参加費	・ 参加型事業を行う際に得られる収入 講座受講者より徴収する受講料 イベント参加者より徴収する参加料
②その他収入	・ ①以外のもの

■支出の部・・・すべて領収書が必要です。対象となる活動期間（9月～1 月末）以外の支出（領収書）については対象外となるので、注意してください。

項 目	説 明
①報償費 介助費	・ 講師・託児者等への謝金 （講師謝金の上限）1 時間当たり 8,000 円まで。 北九州市の謝礼基準では、大学教授クラスで1 時間 当たり 8,000 円となっています。 ・ 講師等への旅費（JR 相当額） ・ ボランティアへの謝金（1 回 500 円まで、交通費相当額）
②保険料	・ ボランティア保険料等（県・市社協負担分は除く）

③需用費 {消耗品費} {印刷製本費} {コピー費}	・消耗品費、事務用品費については<u>単価が1万円以上（購入時の税込価格）のものは助成対象外</u>とします。 ・<u>食糧費（事業のためのお茶代・おやつ代・お弁当代など）については、助成は認めません。</u>（必要な場合は、参加費とは別に利用者から食糧費を徴収するなどして対応してください） ・助成金で購入したものを直接的に販売・配布できません。（景品なども不可） ○ 助成金で折り紙を購入→切絵を作成→安価で販売 × 助成金で鉛筆1本100円を購入→1本50円で販売
④役務費	・切手代、運搬料等
⑤使用料 賃借料	・会議室、会場使用料、駐車場代 （イベントでスペースを借り受ける際など。公的施設や賃貸業を営む事業者への支払いを原則としますが、事業の特性上、個人の家屋等の利用に対して使用料や賃借料を支払う必要がある場合は、単価及び積算根拠を添付してください。）

5. 助成の流れ

助成申請

申請期間：令和2年8月17日（月）～ 9月7日（月）必着

必要書類

- （1）令和2年度北九州市地域福祉振興協会
地域福祉振興事業助成金交付申請書 【様式第1号】
- （2）令和2年度地域福祉振興事業 助成金交付計画書 【様式第2号】
- （3）令和2年度地域福祉振興事業 交付申請額明細書 【様式第3号】
- （4）団体の概要または規約等を記載したもの（※下記参考）
- （5）団体の名簿

※ 書類に不備がある場合は、申請の受付はできませんのでご注意ください。

助成金審査・交付決定（10月上旬～10月中旬に通知を行います）

- ・選考ですので、事業内容や事業費によっては、助成の対象外となることもあります。

事業実施・事業終了

9月～翌年1月末までの間に実施する事業に対し助成を行います。

実績報告 事業終了後20日以内に提出をしてください。

必要書類

- （1）令和2年度北九州市地域福祉振興協会
地域福祉振興事業 助成金に係る事業実績報告書 【様式第4号】
- （2）令和2年度地域福祉振興事業 実施報告書 【様式第5号】
- （3）令和2年度地域福祉振興事業 収支報告書 【様式第6号】
- （4）領収書の写し

実績審査 事業内容や収支が適正であるか審査します。



確定・助成金の支払い（指定された口座に振り込みます）

6. 提出先・問合せ先

〒803-8501

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市地域福祉振興協会事務局

（北九州市保健福祉局地域福祉推進課内）

担当：森永・齋藤

TEL (093) 582-2060 FAX (093) 582-2095

e-mail ho-chiikifukushi@city.kitakyushu.lg.jp

※様式のデータはホームページに掲載しています。

「北九州市」のホームページから「ひまわり基金」を検索してください。

（参考）「団体の概要を記したもの」について

団体の概要の作成方法が分からない場合は、以下の記載例・内容を参考にしてください。

令和2年8月〇日作成

団体の概要

1. この団体の名称は、〇〇〇〇という。
2. この団体は、〇〇の活動を通して、〇〇〇〇〇〇することを目的とする。
3. この団体の会費は、年会費〇〇〇円とする。
4. この団体に次の役員を置く。
 - (1) 代表者（会長） 〇人
 - (2) 経理 〇人
5. この団体の資産は、代表者（会長）が管理する。
6. この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表者（会長）が作成し、会員の同意を経なければならない。

・・・など

会員名簿を添付